

## 議案第84号

### 財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

#### 1 無償譲渡する財産の内容

- (1) 名 称 黒須保育所
- (2) 所在地 入間市宮前町8番18号
- (3) 種類及び数量 ア 建 物 保育所園舎  
鉄筋コンクリート造一部木造 平屋建て  
438.63平方メートル  
イ 工作物 一式  
ウ 立 木 一式

- 2 無償譲渡の相手方 埼玉県入間市宮前町2番2号  
社会福祉法人 樹人会 理事長 繁田みどり

#### 3 譲渡の条件

- (1) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所の用途に供すること。
- (2) 現状での譲渡とすること。
- (3) 譲渡後に瑕疵があった場合は法人にて対応すること。

- 4 譲渡年月日 令和6年4月1日

令和5年8月28日提出

入間市長 杉島理一郎

#### 提 案 理 由

民間移譲した保育所の建物等を無償譲渡したいので、この案を提出するものである。